

## 独立行政法人経済産業研究所組織及び業務分掌規程

平成 13 年 4 月 1 日  
規 程 第 1 5 号

改正	平成 14 年 1 月 7 日	平成 13・12・27 独経研第 4 号
改正	平成 14 年 7 月 16 日	平成 14・7・1 独経研第 11 号
改正	平成 15 年 1 月 6 日	平成 14・12・20 独経研第 3 号
改正	平成 15 年 5 月 1 日	平成 15・4・23 独経研第 1 号
改正	平成 16 年 5 月 1 日	平成 16・4・27 独経研第 7 号
改正	平成 16 年 7 月 1 日	平成 16・6・30 独経研第 4 号
改正	平成 17 年 4 月 1 日	平成 17・3・31 独経研第 2 号
改正	平成 17 年 10 月 16 日	平成 17・10・13 独経研第 3 号
改正	平成 18 年 3 月 31 日	平成 18・3・30 独経研第 1 号
改正	平成 18 年 6 月 30 日	平成 18・6・29 独経研第 1 号
改正	平成 18 年 7 月 7 日	平成 18・7・7 独経研第 4 号
改正	平成 18 年 10 月 31 日	平成 18・10・30 独経研第 1 号
改正	平成 19 年 3 月 30 日	平成 19・3・28 独経研第 1 号
改正	平成 19 年 5 月 16 日	平成 19・5・14 独経研第 1 号
改正	平成 20 年 4 月 1 日	平成 20・3・31 独経研第 16 号
改正	平成 20 年 7 月 1 日	平成 20・6・30 独経研第 21 号
改正	平成 20 年 7 月 15 日	平成 20・7・14 独経研第 3 号
改正	平成 20 年 10 月 27 日	平成 20・10・24 独経研第 5 号
改正	平成 22 年 7 月 29 日	平成 22・7・29 独経研第 4 号
改正	平成 23 年 3 月 31 日	平成 23・3・25 独経研第 9 号
改正	平成 24 年 4 月 27 日	平成 24・4・20 独経研第 12 号
改正	平成 27 年 3 月 31 日	平成 27・3・31 独経研第 10 号
改正	平成 28 年 3 月 31 日	平成 28・3・28 独経研第 39 号
改正	平成 28 年 5 月 30 日	平成 28・5・23 独経研第 7 号
改正	平成 29 年 10 月 16 日	平成 29・8・29 独経研第 2 号
改正	平成 30 年 3 月 30 日	平成 30・3・29 独経研第 13 号
改正	平成 30 年 7 月 19 日	平成 30・7・12 独経研第 3 号
改正	平成 31 年 4 月 26 日	平成 31・4・22 独経研第 13 号
改正	令和 4 年 4 月 1 日	令和 4・3・30 独経研第 5 号
改正	令和 4 年 6 月 24 日	令和 4・6・22 独経研第 2 号
改正	令和 5 年 3 月 31 日	令和 5・3・29 独経研第 1 号
改正	令和 6 年 7 月 1 日	令和 6・6・27 独経研第 5 号

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、独立行政法人経済産業研究所（以下「研究所」という。）の業務分掌並びに職務権限の基準を定め、組織及び職位の基本的な業務及び職務並びにその相互関係を明らかにすることによって、研究活動及び組織業務の能率的運営と責任体制を確立し、もって研究所の業務を円滑に進めることを目的とする。

### (役員の変義)

第2条 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）及び独立行政法人経済産業研究所法（平成十一年法律第二百号）の定めるところにより、役員とは、理事長、理事及び監事をいう。

### (組織運用の原則)

第3条 組織の運用にあたっては、役員及び職員は、定められた基本的な業務を忠実に遂行するとともに、相互に関連のある業務について重複又は間隙を生ぜしめることなく、関係各部署と十分協調し、その活動が効率的に行われるよう、進んで調整を図らなければならない。

### (業務の執行)

第4条 業務の執行にあたっては、役員及び職員は、指揮命令系統の統一を保ち、定められた業務について、責任を持って処理するとともに、常にその結果を直属の上司に報告しなければならない。

### (主管)

第5条 この規程の主管は、総務ディレクターとする。

## 第2章 研究所における役職

### (研究所の役員及び運営管理にあたる職位)

第6条 研究所における業務遂行の全般を管理する職位は、次のとおりとする。

- 一 理事長は、研究所全般の業務の大綱を総理する。
- 二 理事は、理事長を補佐し、研究所全般の業務を掌理する。また、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 三 監事は、独立行政法人通則法及び独立行政法人経済産業研究所法の定めるところによって、研究所の業務を監査する。

- 四 所長は、研究所における研究活動を代表し、研究活動全般（研究活動に伴う広報活動を含む。以下同じ。）の業務執行を総覧し、その活動を統轄する。
- 五 副所長は、所長を補佐し、研究所の研究活動全般の業務を掌理するとともに、理事長の命を受けて、研究所における業務全般の総合調整を分掌する。
- 六 エグゼクティブ・オフィサーは、理事長の命を受け、研究所における業務全般の総合調整を分掌する。
- 七 E B P Mセンター長は、所長を補佐し、研究所におけるE B P M（エビデンスに基づく政策形成、以下同じ。）の推進に資する研究業務を分掌する。
- 八 E B P Mシニアコーディネーターは、E B P Mセンター長の命を受け、研究所におけるE B P Mの推進に資する研究業務の調整、とりまとめに関する事項及びその他必要な事項についてE B P Mセンター長を補佐する。
- 九 総務ディレクターは、研究所の運営業務を統括し、管理運営業務を執行する。
- 十 総務コーディネーターは、理事長の命を受け、研究所の管理運営に関する重要業務に参画する。
- 十一 研究調整ディレクターは、研究企画業務、研究管理業務及び計量分析・データ関連の研究活動の業務を統括し、当該業務を執行する。
- 十二 研究コーディネーターは、所長の命を受け、研究活動の調整、とりまとめに関する事項について、所長を補佐する。
- 十三 国際・広報ディレクターは、研究所における成果普及及び研究所の国際化の推進に関する業務を統括し、当該業務を執行する。
- 十四 国際・広報コーディネーターは、理事長の命を受け、研究所における成果普及及び研究所の国際化の推進に関する重要業務に参画する。
- 十五 情報化統括責任者補佐官（以下「CIO補佐官」という。）は、理事長の命を受け、研究所の情報システム全般に係る支援・助言を行う。
- 十六 顧問は、理事長の諮問を受けて、研究所の運営に対する支援を行う。
- 十七 シニアアドバイザーは、研究所の活動全般について助言を行う。
- 十八 プログラムディレクターは、所長の命を受けて、研究活動における特命事項を掌理し、所長を補佐する。
- 十九 プログラムディレクター補佐は、必要に応じて置かれ、プログラムディレクターの命を受けて、その業務を補佐する。
- 二十 シニアリサーチアドバイザーは、所長と連携しつつ、研究活動全般について助言を行う。

### 第3章 組織機能及び業務分掌

（グループ、内部監査室及び監事室の設置）

第7条 研究所に以下のグループ及び室を置く。

- 一 総務グループ
  - 二 研究グループ
  - 三 国際・広報グループ
  - 四 内部監査室
- 2 監事の下に、監事室を置く。
  - 3 グループには、ディレクターの命を受け、担当業務の調整、とりまとめに関する事項について、ディレクターを補佐する副ディレクターを置く。
  - 4 グループには、担当業務を執行するマネージャー及びマネージャーを補佐するチーフを置く。マネージャーは原則それぞれの担当ごとに1名とする。

(総務グループ)

第8条 総務グループにおいては、次の業務を行う。

- 一 中期計画及び年度計画に関すること。
  - 二 研究所における知的財産及び法務に関すること。
  - 三 研究所における組織に関すること。
  - 四 研究所における人事及び労務に関すること。
  - 五 研究所における物品及び役務等の契約に関すること。
  - 六 研究所における物品及び財産の管理に関すること。
  - 七 研究所における文書及び公印に関すること。
  - 八 研究所における庶務に関すること。
  - 九 研究所における情報システムの開発及び維持管理に関すること。
  - 十 研究所の財務管理、予算執行に関すること。
  - 十一 研究所における情報公開及び個人情報保護に関すること。
  - 十二 各号に掲げるもののほか、研究所の業務で他のグループの所掌に属しないもの。
- 2 総務グループに以下の担当を置く。
    - 一 総括担当
    - 二 内部統制担当
    - 三 人材・管理担当
    - 四 財務・経理担当
    - 五 情報システム担当
    - 六 情報公開・個人情報保護担当

(研究グループ)

第9条 研究グループにおいては、次の業務を行う。

- 一 中期計画に基づき研究活動を行うこと。
- 二 研究計画及び研究予算等に関すること。

- 三 フェロー等の研究活動の進捗管理及び庶務的事項に関する事。
  - 四 研究所が開催する研究会・ワークショップ等の企画、実施及び運営に関する事。
  - 五 研究業績評価等に関する事。
  - 六 競争的研究費に関する事。
  - 七 フェロー等の研究委任契約等事務に関する事。
  - 八 研究活動において必要となる調査・その他外部委託契約に関する事。
  - 九 E B P Mの推進に資する研究に関する事。
  - 十 研究所の統計情報の収集、加工、提供及び管理に関する事。
  - 十一 研究所の図書及び資料の管理に関する事。
  - 十二 通商産業政策史編纂事業の成果のとりまとめ及び政策史研究に関する事。
  - 十三 その他、研究調整事務全般に関する事。
- 2 研究グループにE B P Mセンターを置き、その運営に資するためアドバイザーボードを設けるとともに、政策分析専門官を置く。
  - 3 研究グループに以下の担当を置く。
    - 一 研究支援担当
    - 二 研究管理担当
    - 三 研究調査担当
    - 四 E B P M担当
    - 五 計量分析・データ担当
    - 六 政策史担当
  - 4 研究グループに、以下の研究員等を置き、研究活動を実行する。
    - 一 上席研究員
    - 二 研究員
    - 三 客員研究員
    - 四 ファカルティフェロー
    - 五 コンサルティングフェロー等

(国際・広報グループ)

第10条 国際・広報グループにおいては、次の業務を行う。

- 一 研究所の国際化の推進に関する事。
  - 二 研究成果等の発信、広報活動に関する事。
  - 三 その他、研究成果等の発信、広報活動及び国際化の推進に関する事。
- 2 国際・広報グループに以下の担当を置く。
    - 一 国際広報企画担当
    - 二 クロスメディア担当
    - 三 コンファレンス担当

## 四 国際担当

### 第4章 運営会議

#### (目的)

第11条 運営会議は、理事長及び所長を中心として、研究所経営の全般的な事項を審議し、もって各部門活動の総合調整と業務執行の意思統一を図ることにより、経営活動の効率化に資することを目的とする。

#### (構成)

第12条 運営会議は、原則として理事長、理事、所長、及び副所長をもって構成する。

2 必要に応じて、監事の出席を求めることができる。

#### (召集)

第13条 運営会議は、理事長が、これを招集する。

2 理事長に事故あるときは、あらかじめ定められた順序により、他の構成メンバーが招集する。

3 運営会議の事務局は、総務ディレクターがあたる。

#### (議長)

第14条 運営会議の議長は、理事長が、これにあたる。

2 理事長に事故あるときは、前条第2項を準用する。

#### (開催)

第15条 運営会議は、原則月1回以上開催する。

#### (議題)

第16条 運営会議の議題は、あらかじめ出席者に通知するものとする。ただし、やむを得ない事由のあるときは、この限りでない。

#### (構成メンバー以外の出席)

第17条 運営会議には、必要に応じて第12条に定める構成メンバー以外のものを出席させ、その報告と意見を聞くことができる。

附 則 (平成13・4・1独経研第1号)

この規程は平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成 13・12・27 独経研第 4 号）

この規程は平成 14 年 1 月 7 日から施行する。

附 則（平成 14・7・1 独経研第 11 号）

この規程は平成 14 年 7 月 16 日から施行する。

附 則（平成 14・12・20 独経研第 3 号）

この規程は平成 15 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 15・4・23 独経研第 1 号）

この規程は平成 15 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16・4・27 独経研第 7 号）

この規程は平成 16 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16・6・30 独経研第 4 号）

この規程は平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17・3・31 独経研第 2 号）

この規程は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17・10・13 独経研第 3 号）

この規程は平成 17 年 10 月 16 日から施行する。

附 則（平成 18・3・30 独経研第 1 号）

この規程は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18・6・29 独経研第 1 号）

この規程は平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18・7・7 独経研第 4 号）

この規程は平成 18 年 7 月 11 日から施行する。

附 則（平成 18・10・30 独経研第 1 号）

この規程は平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19・3・28 独経研第 1 号）

この規程は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19・5・14 独経研第 1 号）

この規程は平成 19 年 5 月 16 日から施行する。

附 則（平成 20・3・31 独経研第 16 号）

この規程は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20・6・30 独経研第 21 号）

この規程は平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20・7・14 独経研第 3 号）

この規程は平成 20 年 7 月 15 日から施行する。

附 則（平成 20・10・24 独経研第 5 号）

この規程は平成 20 年 10 月 27 日から施行する。

附 則（平成 22・7・29 独経研第 4 号）

この規程は平成 22 年 7 月 30 日から施行する。

ただし、副所長及び国際・広報グループ並びに国際・広報ディレクターに係る部分については、平成 22 年 8 月 9 日まで、従前のとおりとする。

附 則（平成 23・3・25 独経研第 9 号）

1. この規程は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
2. 独立行政法人経済産業研究所職務権限規程（平成 13 年 4 月 1 日規程第 16 号）は廃止する。
3. 通商産業政策史編纂委員会運営細則（平成 18 年 10 月 31 日細則第 8 号）は廃止する。
4. 通商産業政策史編纂事業執筆関係者の類型及び名称について（平成 19 年 3 月 30 日通達第 16 号）は廃止する。

附 則（平成 24・4・20 独経研第 12 号）

この規程は平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27・3・31 独経研第 10 号）

この規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28・3・28 独経研第 39 号）

この規程は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28・5・23 独経研第 7 号）

この規程は平成 28 年 5 月 30 日から施行する。

附 則（平成 29・8・29 独経研第 2 号）

この規程は平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30・3・29 独経研第 13 号）

この規程は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30・7・12 独経研第 3 号）

この規程は平成 30 年 7 月 19 日から施行する。

附 則（平成 31・4・22 独経研第 13 号）

この規程は平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4・3・30 独経研第 5 号）

この規程は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4・6・22 独経研第 2 号）

この規程は令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5・3・29 独経研第 1 号）

この規程は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6・6・27 独経研第 5 号）

この規程は令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7・3・27 独経研第 1 号）

この規程は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。